

和光都市計画高度地区に関する規則をここに公布する。

平成18年3月10日

和光市長 野木 実

和光市規則第 3 号

和光都市計画高度地区に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく和光都市計画高度地区（平成18年告示第27号。以下「高度地区」という。）の特例許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、都市計画法並びに建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

2 この規則において「既存不適格建築物」とは、高度地区の決定の告示の日（以下「告示日」という。）に現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物で高度地区の決定による建築物の高さの最高限度制限（以下「最高限度制限」という。）に適合しない部分を有するものをいう。

3 この規則において「既存不適格建築物の建替え」とは、告示日における当該既存不適格建築物の敷地内において、当該既存不適格建築物の全部又は一部を除却した後、引き続き当該既存不適格建築物と同一の用途の建築物を建築することをいう。

(許可申請)

第3条 高度地区の特例許可の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、許可申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可通知書等)

第4条 市長は、許可をしたときは、許可通知書（様式第2号）に前条の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

2 市長は、許可をしないときは、許可しない旨の通知書（様式第3号）に前条の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

（市長が認める既存不適格建築物の建替え）

第5条 高度地区の特例許可の規定による周辺市街地の住環境の保全に支障がないと市長が認める既存不適格建築物の建替えとは、既存不適格建築物の建替えにより建築した建築物の最高限度制限に適合しない部分による日影面積が当該既存不適格建築物の最高限度制限に適合しない部分による日影面積を超えないものをいう。

（公益上やむを得ない建築物）

第6条 高度地区の特例許可の規定による公益上やむを得ない建築物とは、法第48条別表第2（い）項9号、同表（は）項2号、3号及び7号に掲げる建築物（規模、能力、容量に関する規定を除く。）その他これらと同等以上に公益上やむを得ないと市長が認めた建築物とする。

（市長が認める公益上やむを得ない建築物の建築）

第7条 高度地区の特例許可の規定による周辺市街地の住環境の保全に支障がないと市長が認める公益上やむを得ない建築物の建築とは、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該建築物を建築しようとする敷地の全ての敷地境界線までの距離が4メートル以上のものをいう。

附 則

この規則は、平成18年 3月10日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

許可申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 住所

氏名

和光都市計画高度地区の特例許可の規定により許可を受けたいので申請します。
この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主住所・氏名									
代理人住所・氏名									
設計者住所・氏名									
着工・完了予定日		着工	年	月	日	完了	年	月	日
敷地 の 位 置	地名地番								
	用途地域			その他の区域、 地域、地区					
	防火地域								
主要用途				工事種別					
		申請部分	申請以外の部分	合計		面積比率			
敷地面積									
建築面積									
延べ面積									
構造の概要				建築物の高さ				m	
申請理由		1 既存不適格建築物の大規模の修繕・大規模の模様替 2 既存不適格建築物の増築 3 既存不適格建築物の建替え 4 公益上やむをえない建築物の建築							
備 考						許可番号年月日			
						第 号 年 月 日			

様式第2号（第4条関係）

許可通知書

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

年 月 日付けで申請のあった計画については、和光都市計画高度地区の特例許可の規定により許可したので通知します。

記

1 建築場所

2 建築物又はその部分の概要

- | | | | |
|-----|-------------|---------------|------------|
| (1) | 建築物の名称 | | |
| (2) | 主要用途 | | |
| (3) | 工事種別 | | |
| (4) | 建築物の高さ | m | |
| (5) | 延べ面積（建築物全体） | ア | 申請部分の面積 |
| | | イ | 申請以外の部分の面積 |
| | | ウ | 合計の面積 |
| (6) | 建築物の構造 | | |
| (7) | 建築物の階数 | 地階を除く階数（地上階数） | |
| | | 地階の階数 | |

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式第3号（第4条関係）

許可しない旨の通知書

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

年 月 日付けで申請のあった計画については、和光都市計画高度地区の特例許可の規定による許可をしないこととしたので通知します。

（理由）

教示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、和光市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。